

○岩手県警察日額旅費支給規程

(平成8年2月13日警察本部訓令第1号)

[沿革] 平成8年3月警察本部訓令第5号、9月第14号、9年3月第8号、10年4月第6号、6月第8号、11年3月第9号、12年3月第11号、13年3月第12号、14年8月第22号、15年3月第10号、16年3月第11号、17年3月第6号、18年3月第16号、21年3月第6号、24年6月第11号、26年3月第1号、27年3月第3号改正

警察本部
警察学校
警察署

岩手県警察日額旅費支給規程を次のように定める。

岩手県警察日額旅費支給規程

岩手県警察職員等の旅費支給に関する訓令（昭和38年岩手県警察本部訓令第17号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和28年岩手県条例第14号）第14条の規定により、日額旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給範囲及び額)

第2条 警備船勤務を命ぜられた職員が、警備船に乗船して航海したときは、別表第1に掲げる航海日当を支給する。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する旅行をしたときは、別表第2に掲げる日額旅費を支給する。

- (1) 自治大学校の研修（研修期間が6日（東京都内に在勤する職員にあつては2日）以内のものを除く。）を受けるための旅行
- (2) 東北自治研修所の研修（研修期間が6日（宮城県内に在勤する職員にあつては2日）以内のものを除く。）を受けるための旅行
- (3) 岩手県が行う能力開発研修（研修期間が2日（県外に在勤する職員にあつては6日）以内のものを除く。）を受けるための旅行
- (4) 前3号の研修以外の研修、講習、訓練その他これらに類するもの（以下「専門研修」という。）を受けるための旅行のうち、次に掲げる旅行以外の旅行
 - ア 専門研修開催地が県内であつて、専門研修期間が2日（県外に在勤する職員にあつては6日）以内の研修を受けるための旅行
 - イ 専門研修開催地が県外であつて、専門研修期間が6日（専門研修開催地の存する都道府県内に在勤する職員にあつては2日）以内の研修を受けるための旅行

(鉄道賃等の加給)

第3条 前条第2項の規定により日額旅費を支給する場合において、その旅行が特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃（以下「運賃」という。）を必要とする場合には、次に掲げる額の運賃を当該日額旅費に加えて支給する。

- (1) 宿泊しないとき
 - ア 行程が40キロメートル未満であり、かつ、研修場所が県内である場合 当該旅行に要する運賃
 - イ アに掲げる場合以外の場合 当該旅行に要する運賃が当該旅行において支給される日額旅費の2分の1に相当する額を超える場合は、その超える額
- (2) 宿泊するとき 当該旅行に要する運賃（岩手県東京事務所の宿泊施設に宿泊するときは、当該宿泊施設に宿泊した場合において支給される日額旅費の10分の1に相当する額を超える場合は、その超える額）

(普通旅費の支給)

第4条 第2条第2項の規定により日額旅費が支給される旅行のうち、次に掲げる旅行にあつては、この訓令の規定にかかわらず、普通旅費を支給する。

- (1) 用務地に到着した日まで及び用務終了後その地を出発した日から帰着の日までの旅行（用務地が在勤公署の所在する都道府県以外の場合に限る。）
- (2) 一時他の地に旅行し、若しくは一時帰庁するとき、又は見学等のため一時他の地に旅行する場合の旅行（研修開催地の存する都道府県内の旅行を除く。）

(精算)

第5条 航海日当は、翌月精算するものとする。

(旅費の競合)

第6条 同一日中に日額旅費の支給を受ける旅行と普通旅費の支給を受ける旅行とがそれぞれ別に、又は兼ねて行われたときは、額の多い方の旅費を支給する。

(旅費の調整)

第7条 日額旅費は滞在が長期にわたる場合、公用の施設を利用して宿泊した場合その他別表に掲げる額を支給した場合には不当に実費を超えて支給することとなる場合は、これを減額することがある。

附 則

- 1 この訓令は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月25日警察本部訓令第5号）

- 1 この訓令は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の岩手県警察日額旅費支給規程別表第3の規定は、平成8年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成8年9月27日警察本部訓令第14号）

- 1 この訓令は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の岩手県警察日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日警察本部訓令第8号）

- 1 この訓令は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の岩手県警察日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成10年4月1日警察本部訓令第6号）

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の岩手県警察日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成10年6月1日警察本部訓令第8号）

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の岩手県警察日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対

応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月31日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日警察本部訓令第11号）

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の岩手県警察日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月30日警察本部訓令第22号）

- 1 この訓令は、平成14年9月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の岩手県警察日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月22日警察本部訓令第11号）

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の岩手県警察日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月25日警察本部訓令第6号）

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の岩手県警察日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日警察本部訓令第16号）

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の岩手県警察日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日警察本部訓令第6号）

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の岩手県警察日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月27日警察本部訓令第11号）

- 1 この訓令は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の岩手県警察日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する

分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月7日警察本部訓令第1号）

- この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
- この訓令による改正後の岩手県警察日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月18日警察本部訓令第3号）

- この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- この訓令による改正後の岩手県警察日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

区 分	日 当
3級以上の職務にある者	910円
2級の職務にある者	750円
1級の職務にある者	590円

別表第2（第2条関係）

区 分		日 額	摘 要	
宿 泊 す る 場 合	警察学校（これに準ずる施設を含む。）		2,100円	
	自治大学校		研修に要する経費を勘案して 本部長が定める額	
	東北自治研修所		2,750円	
	公用の宿泊施設その他これに準ず る宿泊施設	エスポワールいわて		10,200円
		清温荘		10,000円
		岩手県立総合教育センター		2,500円
		国立岩手山青少年交流の家		3,400円
		その他 の施設	県内	6,750円
		県 外	甲地方	8,100円
			乙地方	7,000円
	旅館（旅館業法（昭和23年法律第138 号）第2条第2項及び第3項の旅館 業の用に供する宿泊施設）	15日未満		10,100円
		15日以上30日未満		9,100円
		30日以上		8,100円
下宿その他これに準ずる宿泊施設	県内		4,300円	
	県 外	甲地方	5,050円	
		乙地方	4,450円	
宿泊しない場合		1,000円	行程が40キロメ ートル未満であ り、かつ、研修場 所が県内である	

		場合は、支給しない。
--	--	------------